泡消火薬剤入札説明書特記事項

今回調達しようとする泡消火薬剤については、応札品が国から化審法に指定された有害物質を含まないもの（BAT 報告不要）と分かる SDS 等の証明書を事前に提出すること
また、下記 1-4 の事項についてメーカーから説明書となる書面を同時に提出すること

【泡消火薬剤の品質】

1　原則、水成膜形成泡消火薬剤とする
　使用後に補充することも鑑み、今後も生産継続可能な商品とする
2　国交省航空局が表-3 に示す火災テストの条件を満たす性能レベル B 以上の泡消火薬剤とする
3　水成膜形成泡消火薬剤および BAT 報告済みの他種泡消火薬剤の場合は、
　・消防車両と適合性があること
　・主消火薬剤と補助消火薬剤を同時に使用することが想定される場合は、それぞれの適合性を確実にできること
　について確認しておくこと
　BAT 報告不要なものについてはこの限りではない。
4　フッ化たんぱく泡消火薬剤の場合は、薬剤の製造は、消火薬剤用蒸製蹄角粉等に係る免疫実施規則を満たした認定を受けた工場であること

<適用法令>

・消防法(昭和２３年法律第１８６号)第２１条の４第２項
・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律について」(昭和四十八年十月十六日
　法律大百十七号)